

UBC情報

発行： 2018年6月1日

No. 216

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

源泉所得税の納期特例を受けている場合、1月～6月分の源泉税の納期限は7月10日（火）です。また社会保険関係では、算定基礎届の提出、労働保険年度更新申告書の提出も同じく7月10日が期限となります。早めの準備を心がけましょう。

トピックス

事業承継税制の特例措置を適用するには

◆抜本拡充された事業承継税制の特例措置

30年度税制改正において、事業承継税制（認定を受けた非上場株式を贈与又は相続等により取得した場合の納税猶予制度）の特例措置が創設されました。

- ◎対象株式数の上限撤廃……全ての議決権株式を納税猶予の対象とします。
- ◎納税猶予割合の引上げ……相続時の納税猶予割合を100%に引上げます。
- ◎雇用維持要件の弾力化……雇用維持要件（承継後、5年間平均で雇用の8割を維持）を満たせなかった場合でも、納税猶予が継続できます（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導・助言が必要）。
- ◎対象者の拡大……親族外を含む複数の株主から、最大3人の後継者への承継も対象になります。
- ◎経営環境変化に対応した減免制度……事業の継続が困難な事由が生じ、会社を譲渡・解散した場合には、その時点での納税額を再計算し、承継時に計算された納税額との差額を減免できます。
- ◎相続時精算課税制度の適用範囲の拡大……贈与者の子や孫以外でも相続時精算課税が適用できます。



◆特例措置を適用するには

この特例措置は適用するには、①35年（2023年）3月までに、特例承継計画（後継者や承継時までの経営見通し等を記載）を都道府県庁に提出する、②30年1月から39年（2027年）12月までに贈与・相続等により株式を取得することを満たす必要があります。

なお、35年（2023年）3月までに贈与・相続を行う場合は、贈与・相続後に承継計画を提出することも可能です。

トピックス

来年1月7日以後の出国に「国際観光旅客税」

観光先進国の実現に向けた財源として、日本から出国する方（日本人の海外渡航や、訪日外国人の帰国など）を対象に、出国1回につき1000円を課す「国際観光旅客税」が創設されました。

これは、31年1月7日以後の出国に適用され、船舶又は航空会社がチケット代金に上乗せする等の方法で徴収します。

なお、2歳未満や乗継旅客など一定の方は対象外となります。また、適用日（31年1月7日）より前に締結した運送契約については、適用日以後に出国する場合でも原則、課されません（ただし、適用日以後に出国日を定める場合や変更する場合は課されます）。



役員に対して支給する給与の取扱い

◆多くの中小企業が支給する「定期同額給与」

役員に対する給与を損金算入するためには一定の制限があり、多くの中小企業は定期同額給与（支給時期が1ヵ月以下の一定期間毎で、その事業年度中の支給額が同額）を支給しています。

定期同額給与の支給額を改定する場合は通常、決算後に開催する定時株主総会により改定する必要があり、利益調整目的や一時的な資金繰りなどのために事業年度の中で改定した場合には、損金不算入となる金額が生じます。

ただし、経営状況が著しく悪化した場合や、職制上の地位の変更などの一定事由によって事業年度中に支給額を改定する場合、損金算入が認められます。

なお、29年4月から所得税や住民税、社会保険料等を控除した金額が同額である定期給与についても、損金算入が認められます。

◆税務上、役員と同等に扱われる「みなし役員」

給与の損金算入が制限される税法上の役員には、取締役や監査役などの会社法等で規定された役員だけではなく、「みなし役員」に該当する方も同様の扱いになります。

みなし役員とは、①法人の使用人以外の者で、その法人の経営に従事している方（例えば、取締役になっていない会長や顧問などが実質的に法人の経営に従事している場合など）、②同族会社の使用人で一定の持株割合を満し、経営に従事している方（例えば、社長の親族が使用人として勤務している場合など）、いずれかに該当する方です。

なお、みなし役員に該当する場合は、使用人兼務役員にはなれません。

マイナンバー提供拒否による雇用保険届出

今月から雇用保険手続に係る届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻され再提出が必要となりました。

そのため、手続の際は従業員にマイナンバーの提供を求めますが、提供を拒否された場合には、その旨をハローワークに申し出ることによって受理することとしています。

なお、電子申請による届出等の場合は、各届出等の備考欄に「本人事由によりマイナンバー届出不可」と記載します。



中小の設備投資に係る固定資産税の特例

◆生産性向上特別措置法施行は6月頃の見込み

今国会で審議中の「生産性向上特別措置法案」では、市町村の認定を受けた中小企業が取得する一定の設備について、固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2（市町村の条例で定める割合）に軽減する特例措置の導入が予定されています。

この特例措置は、各市町村の判断により実施の有無や、軽減割合（特例率）を定めることになっていますが、中小企業庁が公表した市町村に対する調査によると、大半の市町村が「導入促進基本計画」を策定し、固定資産税の特例措置を導入するとともに、特例率はゼロとする予定となっています。

なお、特例措置の実施は、「生産性向上特別措置法案」の成立・施行後に、各市町村で条例の制定等が必要となりますが、同法案の施行は6月頃になると見込まれています。

◆計画認定後に取得した一定の設備が対象

固定資産税の特例措置の適用を受けるためには、労働生産性を年平均3%以上向上させるために必要な先端設備等の導入計画（先端設備等導入計画）を策定し、市町村の認定を受ける必要があります。

また、対象となる設備は、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備で、機械装置（160万円以上、販売開始から10年以内）や、測定工具・検査工具（30万円以上、5年以内）、器具備品（30万円以上、6年以内）などが対象となります。

設備の取得時期については、先端設備等導入計画の認定後に取得することが条件となっているため、注意しましょう。



～編集後記～

早いもので5月も終わり、梅雨の季節が近づいてきました。日に日に暑さも増してきていますが、体調管理をしっかりと行い、業務に取り組みたいと思います。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753
MAIL: info@ubc-net.com
URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 216

発行：2018年6月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com

トピックス

消費者事故調 プール、ヒヤリハット522件 ～14～16年 幼稚園、保育所など実態調査～

◆全国の幼稚園、保育所、認定こども園でのプールや水遊び中、事故になってもおかしななかった「ヒヤリ・ハット」事例が2014～16年に522件起きていたことが、消費者安全調査委員会（消費者事故調）の実態調査で分かりました。

事故調はプール活動に関するチェックリストを作成、監視体制の拡充を求めています。

調査は17年7～8月、全国5000園の園長と、教諭、保育士ら1万人を対象に無記名で実施、園長2712人と教諭ら4975人が回答しました。その結果、14～16年に、園児がおぼれ全治1日以上となった事故は22園で37件、「ヒヤリ・ハット」事例は173園で522件起きていました。緊急時のマニュアルを作成していない園は25%ありましたが、同じ質問に対し教諭らの46%はマニュアルが「ない」と回答、マニュアルが現場まで届いていないケースがあるとみられます。園児がおぼれた場合などを想定した訓練は、6割が実施していませんでした。

また、事故防止のため定められたガイドラインでは、プール活動時に監視に専念する職員の配置を求めています。専念する職員がいないクラスがあった園が179あり、理由として「人員不足」「予算不足」などを挙げました。13%の園ではガイドライン自体を把握していませんでした。宇賀克也委員長は「監視が十分でなかったことが事故の原因とみられるケースがある。監視の専任者を確保できなかったらプール活動を中止することが必要だ」と、関係省庁に改めて再発防止策の周知を求めています。

（参考：毎日新聞/総合福祉研究会）

※「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」消費者庁 消費者安全調査委員会



保育の質、基準議論へ ～厚生労働省、有識者会議設置の方針～

◆厚生労働省は、保育の質を議論する有識者会議を5月中にも立ち上げる方針を固めたとのこと。ひとりの保育士が受け持つ子どもの数や、必要な部屋の広さなどの最低基準も取り上げる見通し。議論次第では今より少ない保育士数や狭い面積など基準を引き下げる方向に進む可能性もあります。

認可保育園の保育の質は、保育士配置や面積に関する国の最低基準などで担保されてきた、というのが国の立場ですが、実際には、多くの自治体が「手が足りない」「狭い」といった理由で、国の基準に上乘せしてきました。一方、国は待機児童解消のため、国の基準通りとすることで、受け入れ数を増やすよう求めてきました。

今回の会議は、3月の衆院厚労委員会での「最低基準でやっている保育園の子どもと、どれくらい育ちに影響するか、詳細なデータがほとんど取られていない」とする質疑がきっかけとなっています。

(参考:朝日新聞/総合福祉研究会)

～寺田清美教授の「保育新時代」～



社会福祉法人湘南学園が運営する「保育の家しょうなん」（滋賀県大津市）では、1989年の開園当初より、保育環境に可能な限り「家庭」の機能を取り入れています。

◆ハード面では、保育室を年齢別ではなく、「食・寝・遊」の場に分けています。遊びが一段落した子から食堂に移動し昼食を取り、食べ終えた子から寝室に移動。その後、目が覚めた子から保育室に移動していきます。

子どもの主体性を重視した保育方法や保育環境の中では、大人の都合でせかすことはありません。いきいきと遊ぶ子どもたちの姿があるだけです。

◆ソフト面では、老若男女さまざまな職員構成をとることで、園全体で大きな「家族」をつくっています。

塚本秀一園長は「子どもや親と同様に、保育者も十人十色の方が人間関係づくりに無理がない。活発な子どもは元気な男性保育者と園庭を走り回り、おっとりとした子どもはのんびり屋の保育者の膝の上が大好き」と話します。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、2015年度から幼保連携型認定こども園に移行し、法的には学校と児童福祉施設の両方の位置付けがされたことも大きいという。

「子どもたちにとっては、お父さんやお母さんと一緒にいられない時間を安心して過ごす『もう一つのおうち』でありたいと思っています」と語ります。

(参考:福祉新聞)

